

京都市告示第378号

京都大原土地改良区が施行する土地改良事業の換地処分がありましたので、町の区域を変更することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示します。

なお、その効力は、土地改良法第54条第4項の規定による同事業の換地処分の公告のあった日の翌日から生じます。

平成24年12月25日

京都市長 門川 大作

- 1 京都市左京区の区域のうち、次の土地並びにその土地に隣接し、又は介在する道路及び水路を大原草生町おおはらくさおちょうに編入する。

町名	地番	備考
大原野村町	329の1	一部
同上	332	一部
同上	333	一部

- 2 京都市左京区の区域のうち、次の土地、その土地に隣接し、又は介在する道路及び水路並びにその道路に隣接する水路を大原野村町おおはらのむらちょうに編入する。

町名	地番	備考
大原草生町	441	一部
同上	442	
同上	443	
同上	444	
大原井出町	212	一部
同上	219	一部
同上	290	一部
同上	291	一部
同上	295	一部
同上	296	一部
同上	297	一部

3 京都市左京区の区域のうち，次の土地，その土地に隣接し，又は介在する道路，その土地に介在する水路及びその道路に隣接する水路を大原井出町おおはらいでちょうに編入する。

町名	地番	備考
大原野村町	4 2 2	一部
同上	4 6 8	一部
同上	4 6 9	一部
同上	4 7 0	一部

(文化市民局地域自治推進室)